平成２５年（フ）第８１号
兵庫県小野市神明町417番地の４　県住１―301号
債務者　桂　　裕二
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第２６９号
高知市神田981番地　サンシャインハイツ201
債務者　岩戸　菜実
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２９０号
高知市八反町１丁目７番１号　北村マンション102号
債務者　森本　松美
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８９２号
東京都小金井市東町３丁目７番23号サンライズイースト305
債務者　本元　正幸
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５０号
島根県大田市静間町276番地、前住所島根県大田市静間町258番地４
債務者　吉田　正志
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後４時
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第４５４４号
大阪府摂津市鳥飼下３丁目19番１号
債務者　岩田まゆみ（旧姓水谷）
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６６８号
大阪市平野区加美東３丁目８番４―103号
債務者　上村　友規
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６９０号
大阪市東淀川区井高野１丁目34番４―404号
債務者　武居　信輔
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７４号
北海道中川郡幕別町札内中央町464番地
債務者　冨岡　洋子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１６２３号
横浜市旭区東希望が丘229番地　東希望が丘ハイツ１―511号
債務者　齋藤　健一
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７９３号
横浜市青葉区しらとり台37番地７
債務者　松本　厚子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８４２号
横浜市保土ケ谷区仏向町1006番地４　保土ケ谷公園ハイツ303号
債務者　松井美穂子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１８号
静岡県焼津市大島373番地の１　木内ハイツⅢ301、旧住所埼玉県熊谷市曙町２丁目73番地　エステート90―403
債務者　渋谷　沙織
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５２１号
静岡市駿河区桃園町15番13号　ハイツ松下202号、旧住所静岡市葵区本通10丁目13番地の４
債務者　佐藤　建治
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第９８８号
福岡市博多区博多駅前２丁目12番26号705号室
破産者　有限会社アクロシステム
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０号
石川県鳳珠郡穴水町字大町４、59番地
破産者　苗代建設株式会社
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部